

肢体不自由のある父親への子育て支援に関する研究 —当事者のインタビューを通して—

平野華織*・別府悦子*

The Study on Support for Child Care of Physically Disabled Parents

Kaori HIRANO and Etsuko BEPPU

肢体不自由のある父親の子育ての実態と援助に関する検討を行うため、肢体不自由障がい当事者のインタビュー調査の結果を報告した。調査の目的は、肢体不自由のある父親が子育てをする際、困難を抱える事項と支援の課題を明らかにすることである。5名の肢体不自由のある父親を対象にインタビュー調査を行い、質的分析を試みた。その結果、「肢体不自由が障がいにならない子育てをしたい」「フォーマルサポートを利用して育児をする」「援助者がもたらす困難がある」「社会環境の改善を望む」の4つのカテゴリーが見出された。そして、「ヘルパーによる、援助としての育児の資質向上」「教育機関のバリアフリー化の推進」「育児をしている男性障がい者同士の交流の場づくり」に課題があることが、明らかになった。この中で環境面や設備などのハード面だけでなく、ヘルパーがどのような役割を果たすべきか、また親の主体性をどう尊重するのか、といったソフト面での課題が提示された。

キーワード：肢体不自由、障がい当事者、父親、子育て支援

I. 問題

わが国では1990年の“1.57ショック”以降、少子化対策への関心がますます強くなっている。社会全体での子育て支援をねらいとし、多様な保育サービスの量的拡大を図るための「エンゼルプラン」(1995-1999年度)、仕事と子育ての両立を支援し、子育て負担感の軽減を重視した「新エンゼルプラン」(2000-2004年度)が推進されてきたが、少子化現象は解決されなかった。そのような中、「少子化対策プラスワン」(2002年度策定)では「家庭より仕事を優先する」父親を含めたすべての人の働き方を見直す視点が盛り込まれ、「父親の育児参加」は日本の政策的な課題として促進されるようになった。「少子化社会対策大綱」(2004年度)に沿って講ずる

具体的な施策内容と目標を提示した「子ども・子育て応援プラン」では、「男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる(育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに)」「育児休業取得率男性10%を目指す」としている。しかし厚生労働省の2010年度雇用均等基本調査によると、日本の男性の育児休業取得率は過去最高の1.72%とあるが、ノルウェーやスウェーデンの男性の約8割を超える育児休業取得率にははるかに及ばない現状にある。

そうした現状を反映して、子育て支援に関する研究においても、乳児養育中の母親の育児ストレスや不安に対する支援の研究が中心であった。では、父親の子育てに関する研究はどの程度取り組まれてきたのだろうか。柏木(1995)によると、家族社会学や発達心理学における幼少期の親子関係について多

*教育学部

くの研究がなされたが、1970年代まで「親」とは「母親」を指し、研究において「父親」は不在であったことが指摘されている。わが国における「父親の子育て」に関する研究は1990年代ごろから盛んに行われるようになり、父母の家事・育児分担の不平等性を明らかにするジェンダー論的視点の研究と、父親が関わることで子どもの発達にどのように促されるのかという発達論的視点の研究が行われてきた(冬木2009)。しかし、これまでの父親研究では、その多くが大都市圏の高学歴層、高収入層の家族に焦点を当てており、所得や社会階層という変数は組み込まれていないという指摘もある(前出:冬木)。今後の父親研究には地域性や収入や職業、父親自身の育ち方などの多角的な視点が求められることが指摘できよう。

一方、自分らしい豊かなライフスタイルを実現するため、結婚をし、子どもを授かり、子育てをする障がい者が徐々に増加し、注目されている。これまでの障がい者の生き方は、本人より周囲の要望が優先され、多くの社会的制約を受けてきた。施設サービスを中心として展開されてきた障がい者福祉施策は、1980年の国際障害者年以降、ノーマライゼーションの浸透により、ようやく地域生活支援を中心に転換しはじめた。

そして、2001年に「国際生活機能分類」(ICF)がWHOで採択され、障がい者の社会参加の重要性とライフスタイルの充実がいっそう求められるようになり、それをどのように支援するのか課題となっている。そのような中で、これからは障がいの有無に関わらず、誰もが子どもを育てることのできる、いわゆる「ノーマルな社会」を実現することが求められるであろう。

しかし、これまでの子育てに関わる先行研究でとりあげている「父親」には、「障がいのある父親」という視点が欠落しているものがほとんどである。

母親だけでなく、父親の子育て参加が重要とされている現状のもと、父親に障がいがあることは、子育てにおいて何らかの特別な支援が必要になると思われる。したがって、障がいのない父親だけに基づいてなされた研究だけでなく、障がいのある父親の支援の課題を明らかにする研究が必要であると考えられる。

こうした問題意識から、本論文では、今まであまり注目されることが少なかった、肢体不自由のある父親の子育てとその支援に焦点をあてる。結婚し子どもをもつ肢体不自由のある父親が、どのような育児参加をしているのか実態を明らかにし、その支援の在り方を検討する。その際、困難を抱える事項は何か、それを支援するにはどうしたらいいのかを明らかにすることを目的にする。それを通して、育児の困難性や問題点の原因を、個人の障がいに起因する問題だけではなく、社会の問題として捉えることで、新しい子育て支援のあり方を考察していきたい。

II. 方 法

1. 研究方法と手続き

5名の肢体不自由のある父親にインタビュー調査を行った。5名の対象者は表1のとおりである。インタビューは第一筆者が実施した。具体的な手続きは、面接ガイドを作成し、半構造化面接を行った。また、個別に約1時間のインタビュー調査を行い、内容は本人の了解を得てICレコーダーに録音し、逐語記録を作成した。

2. インタビューの期間 2011年8月～9月

3. 面接ガイドの内容

インタビューに実施した面接ガイドは以下の①～⑤の内容である。

①父親として行ってきた家事/育児の内容

表1 対象者の属性

	A	B	C	D	E
妻	健常者 パート勤務	健常者 在宅パート就労	肢体不自由障がい	肢体不自由障がい	肢体不自由障がい
子	2歳	6歳双子	7歳	12歳	18歳、7歳、4歳
身体 状況	電動車いす利用	車椅子、ヘルパー の利用なし	電動車いす利用	電動車いす利用	電動車いす利用

- ②仕事と家事/育児の兼ね合い
- ③夫妻のコミュニケーション、役割分担
- ④子育てについての悩み
- ⑤どのような子育て支援を望むか

4. 対 象

A 県に所在する B 社会福祉法人 C 障害者就労支援事業所に勤務している、30歳～40歳代の 5 名の肢体不自由のある父親である。表 1 にその属性を示した。そのうち、同じ法人内の居宅介護支援事業所からヘルパーの派遣を受けているもの 4 名、ヘルパー派遣なし 1 名であった。配偶者（妻）も同じ肢体不自由である者は 3 名、健常者が 2 名であった。5 家族とも、夫婦と子どもの世帯である。

5. データ分析

インタビューで得られたデータは調査対象者に了解を得て、すべて IC レコーダーに録音し、逐語記録を作成した。得られたデータは質的分析法を参考に分析した。

逐語録を繰り返し読み、十分なデータの理解を行った上で、逐語録から肢体不自由のある父親の育児に関連する文脈を抽出（対象者の言葉のまま）し、内容のまとまりごとにコード化を行い、カテゴリー化した。

6. 倫理的配慮

研究対象者となる父親に、研究の主旨と自由意志による参加、途中棄権の権利、匿名性を保持しプライバシー保護に配慮することを口頭と文書で説明し、同意を得た上でインタビューを行った。また、対象者が所属している社会福祉法人から研究の承諾を得た。

Ⅲ. 結 果

得られたデータを精読し、意味内容の類似性に基づいて分類した結果、育児に関わる要素（コード）として抽出された項目は 38 に上る。項目の類似性によってカテゴリーに分類した結果、12 の中位カテゴリー、4 の上位カテゴリーを抽出できた。

4 の上位カテゴリーは、【肢体不自由が障がいにならない子育てをしたい】【フォーマルサポートを

利用して育児をする】【援助者がもたらす困難がある】【社会環境の改善を望む】であった。上位カテゴリーを【 】, 中位カテゴリーを〈 〉、コードを「 」で表し、以下、肢体不自由のある父親の育児に関わる構成要素について説明する。なお、抽出された上位カテゴリー、中位カテゴリー、コードを表 2 に示す。

(1) 【肢体不自由が障がいにならない子育てをしたい】

このカテゴリーは、肢体不自由という障がいに囚われることなく、自分のできることを通して子どもの関わりをもちたいという状況を示している。〈父親を支えようとする子どもの気持ちを感じる〉〈子どもと過ごす時間を工夫して楽しむ〉〈育児役割はあまり担えない〉〈叱るときは父親役割を意識する〉〈子どもの成長を願う〉の 5 つの中位カテゴリーから構成された。

〈父親を支えようとする子どもの気持ちを感じる〉では、車椅子にのる「父親のできないことの手伝いをしたいと思ってくれる子どもの気持ちに感謝」し、外出先などで「父親を危険から守ろうとする子どもの行為を嬉しく思う」ことから、子どもの自らに対する支持的な気持ちへの喜びを抱くものであった。

実際に子どもとどのような関わり方をしているかについて、〈子どもと過ごす時間を工夫して楽しむ〉ことがなされていた。自らはヘルパーの介助を受けて、「子どもとの入浴は大事なスキンシップのひとつ」として風呂に入り、iPad で本を読んであげるといった動きのない遊びでも子どもは喜ぶことから「子どもとの遊び方は工夫次第でいろいろ楽しめる」ことを知り、「自分ができる範囲で母親の育児をサポートする」として、子どもとのスキンシップが大切にされていることがわかる。育児を大別すれば、身体面と精神面に分けることができるが、肢体不自由のある父親が子どもの食事や排泄、着替えなどに直接関わることは難しい。川上ら（2007）の調査では、父親が最もよく行っている育児は「遊び」であることから、肢体不自由のなる父親らも電子機器など活用しながら「遊び」を通して子どもとの関わりを楽しんでいることがわかる。

表2 肢体不自由のある父親の育児への考え（カテゴリーによる分類）

上位カテゴリー	中位カテゴリー	コード		
肢体不自由が障がいにならない子育てをしたい	父親を支えようとする子どもの気持ちを感じる	父親のできないことの手伝いをしたいと思ってくれる子どもの気持ちに感謝する。		
		父親を危険から守ろうとする子どもの行為を嬉しく思う。		
	子どもと過ごす時間を工夫して楽しむ	子どもとの入浴は大事なスキンシップのひとつである。		
		子どもとの遊び方は工夫次第でいろいろ楽しめる。 自分ができる範囲で母親の育児をサポートする。		
	育児役割はあまり担えない	体力の限界もある。		
		父親として育児ストレスや不安、困ったことはほとんどない。 自分が育児役割を担えないことにもどかしさを感じる時もある。 子育て役割はそれほど担っていないと思っている。		
		叱るときは父親役割を意識する	子どもを叱るとき、母親とは違う立場で子どもに言い聞かせる。 父親の役割は自分でもよく分からない。	
	子どもの成長を願う	自分に障がいがあることで、子どもへの理解が深まった。		
		子どもの事故防止についてあまり神経質にならず、経験から学ばせたいと思っている。 親の障がいの有無に関わらず子どもはのびのび成長してほしい。		
	フォーマルサポートを利用して育児をする	社会資源を活用して外出を楽しむ	家族で外出時のサポートは、ヘルパー、ボランティア、親族、リフト付きタクシーなど社会資源を活用する。 楽しむためには、外出先のバリアフリー状況を事前に情報収集しておく必要がある。 休日は頻繁に家族で遊びに出かけて楽しんでいる。 時には母親抜きで子どもと外出することもある。 子どもの成長とともに家族で外出する機会は減ってくる。 自分ができる範囲での遊び、レジャーを子どもと一緒に楽しんでいる。	
			妻の負担を減らしたい	育児はほとんど妻が担当していると思う。 自分がやれる範囲で育児に参加している。 妻の育児負担を少しでも減らしたいと思っている。
				なるべく実家を頼らない
援助者がもたらす困難がある				
			社会の理解を広げたい	子どものいる生活は幸せなので、もっと子育てする障がい者が増え、世間の理解も広がるとよいと思う。 経済的な安定がないと子どもとの生活を成り立たせることは難しい。 障がい者の子育ては一部の人しか経験しないので、同じ立場の人と交流をする機会もない。
		保育園・小学校にはバリアがある		保育園・小学校はハード面のバリアが多いので行事に参加しづらいが、なるべく参加する。 保育園・小学校はソフト面のバリアは少ない。

しかし一方で〈育児役割はあまり担えない〉という感情も存在し、肢体不自由があると「体力の限界もある」ので、「子育て役割はそれほど担っていないと思っている」。それゆえ、「父親として育児ストレスや不安、困ったことはほとんどない」が、配偶者への負担を考えると「自分が育児役割を担えないことにもどかしさを感じる時もある」という状況を示している。

また、母親との役割の違いについて〈叱るときは父親役割を意識する〉ことがなされており、「子どもを叱るとき、母親とは違う立場で子どもに言い聞かせる」ことはあるが、それ以外の場面では「父親の役割は自分でもよく分からない」とあった。

さらに、〈子どもの成長を願う〉には、電動車いす、手動車いすを使用していることで、子どもの安全面への対処が十分できない不安をもつより、「子どもの事故防止についてあまり神経質にならず、経験から学ばせたいと思っている」こと、そして「親の障がいの有無に関わらず子どもはのびのび成長してほしい」という期待をもち、父子ともに保護の対象になりやすい側面から「自分に障がいがあることで、子どもへの理解が深まった」ことが挙げられる。

(2) 【フォーマルサポートを利用して育児をする】

このカテゴリーは、インフォーマルサービスではなく、フォーマルサービスを最大限活用して家族生活を営んでいることを示す。〈社会資源を活用して外出を楽しむ〉〈妻の負担を減らしたい〉〈なるべく実家を頼らない〉の3つの中位カテゴリーから構成された。

〈社会資源を活用して外出を楽しむ〉では、「家族で外出時のサポートは、ヘルパー、ボランティア、親族、リフト付きタクシーなど社会資源を活用すること、家族でレジャーを「楽しむためには、外出先のバリアフリー状況を事前に情報収集しておくことが必要である」ことが示されていた。それは、車いす利用者ならではの工夫である。家族に介助を求めず、外部支援を活用することで、家族で外出を楽しむという本来の目的が果たされるのだと推測される。それによって、「休日には頻繁に家族で遊びに出かけて楽しむ」ことができ、「時には母親抜きで子どもと外出する」ことが可能になる。「子どもの成長とともに家族で外出する機会は減ってくる」ので、

車いすサッカーの試合やプール、映画、デパートなど「自分ができる範囲での遊び、レジャーを子どもと一緒に楽しんでいる」状況がうかがわれる。

〈妻の負担を減らしたい〉では、「育児はほとんど妻が担当している」ため、「自分がやれる範囲で育児に参加し」、さらに妻が自らの介助を担わないよう、社会資源を使って育児に参加し、「妻の育児負担を少しでも減らしたい」と気遣うことを示す。

一方で、子どもの急な発熱など外部支援が手配できないような「突発的な困難には実家を頼る」こともあるが、自らの親には障がいはないことから、「自分と親では、父親役割の考え方が違う」との考えの下、〈なるべく実家を頼らない〉ことで、できるだけ育児への介入を防ごうとしている。

(3) 【援助者がもたらす困難がある】

このカテゴリーは、育児支援を行う援助者側の考え方とその力量に、肢体不自由のある父親は不安と困惑をもっている状況を示す。〈男性ヘルパーの家事育児能力の向上を求める〉〈援助者の行き過ぎた介入は迷惑〉の2つの中位カテゴリーから構成された。

〈男性ヘルパーの家事育児能力の向上を求める〉は、男性ヘルパーに対する要望を示す。身体介助は同性介助の原則から、肢体不自由のある父親へは男性ヘルパーが派遣されることになる。「障がいのある親が生活するには、ヘルパーが育児も含めて支援することが必要である」が、家事育児の援助技法が十分ではない傾向にある「男性ヘルパーは家事育児のスキルをもっと身につけてほしい」ことと、自らの介助だけをするのではなく、「ヘルパーの『見守り』時間を家事育児に有効活用してほしい」という要望がある。

また、〈援助者の行き過ぎた介入は迷惑〉では、親より援助者が育児のイニシアティブをとることへの懸念が示されている。子育てで経験のないヘルパーやボランティアにとって、肢体不自由のある父親の「子育て支援を通して、支援者自身も成長するプロセスがある」が、多くの場合「支援者と子育ての価値観を共有することは難しい」と感じている。「子どもの世話の主体は、支援者ではなく親である」こと、そして「親の役割、子の役割は、支援者が決めることではない」にも関わらず、親の意向通りに提

供されないサービス、発信しても伝わらない要望が「支援者の行き過ぎた子育て支援は迷惑である」という受け止め方を醸成することになる。

(4) 【社会環境の改善を望む】

このカテゴリーは、教育機関のバリアフリー化をすすめる、より多くの障がい者が、子どもを産み育てることが可能になるような環境づくりが期待されることを示す。〈社会の理解を広げたい〉〈保育園・小学校にはバリアがある〉の2つの中位カテゴリーから構成された。

〈社会の理解を広げたい〉は、子育てをする障がい者はマイノリティの存在であることと、子育ての前提としてまず障がい者の生活基盤を整えることの必要性を示す。「子どものいる生活は幸せなので、もっと子育てする障がい者が増え、世間の理解も広がるとよいと思う」が、一方で「経済的な安定がないと子どもとの生活を成り立たせることは難しい」ことから、障がい者が結婚し子どもを産み育てることは容易なことではないと受け止められている。また、親の障がいの種別や家族、地域状況によって子育てニーズは異なることと、そもそも「障がい者の子育ては一部の人しか経験しないので、同じ立場の人と交流をする機会もない」ことで、育児の工夫や情報などが共有化できにくい状況を示している。

〈保育園・小学校にはバリアがある〉では、障がいのある親が学校行事へ参加することへのハード面の課題が示された。肢体不自由で車いすを利用している父親が、保育園や小学校の授業参観、運動会や発表会の参加、親子遠足、保護者会やPTAの運営、プール当番や清掃活動などに関わろうとすると、ハード面でのバリアが多い。しかし、それに躊躇することなく「保育園・小学校はハード面のバリアが多いので行事に参加しづらいが、なるべく参加する」との前向きな気持ちをもっていった。それを可能とする要因の一つに、「保育園・小学校はソフト面のバリアは少ない」ことが挙げられる。保育者、教員、保護者や地域住民が、障がいのある親を行事から排除せず、双方でどうしたら参加が可能か検討することが、ハード面での困難さを超えることにつながっている。

Ⅳ. 考 察

(1) ヘルパーによる「援助としての育児」の資質向上

2003年4月に開始された支援費制度では、育児をする親が十分に子どもの世話ができない障がい者である場合は、家事援助を行う従業者が、沐浴や授乳等を育児支援の観点から行うとされてきた。さらに、2009年7月10日付厚生労働省による通知において、障がい者の子育てのための支援が従来より「親へのサービスと一体的に行う子どもの分の掃除、洗濯、調理」「子どもが通院する場合の付き添い」「保育所(幼稚園)へ通園する場合の送迎」まで範囲が拡大された。そして、2012年6月に公布された障害者総合支援法では、重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者を対象に、居宅介護(家事援助)、重度訪問介護の一環として育児支援を行う施策が実施されている。

しかし、本結果により、その実施内容はヘルパーによって差があること、さらに各自治体や事業所において、この事務通知の内容が十分理解され取り組まれているとはいえない現状があることがわかった。ヘルパー養成における介護職員初任者研修や重度訪問介護従業者養成研修においては、障がいのある親の育児支援に該当する講義や実技はほとんどなされない。それゆえ、子育てを終えたヘルパーらが自らの経験と勘を基に育児支援をし、親の主体性をないがしろにする事態が起こっている。宮坂(2008)は、「親であること」と「親になること」の違いを積極的にとらえると、父親が親になるためには、親になることを学習する親子関係と経験の積み重ねが必要であるという。そのためにも、肢体不自由のある父親が親になるプロセスを援助者が奪ってはならない。

さらに、同性介助の原則に沿って男性ヘルパーが派遣されると、父親の希望する家事育児の支援が十分なされない課題も明らかになった。居宅介護事業所は、介護の対象者が男性であれ、家庭生活の維持に関しては男女関わりなく家事・育児支援が必要であるとの認識をもつべきであろう。特に、女性に比べ家事育児の実体験が乏しい男性ヘルパーへの介助技術に関しては、必要に応じて研修を設けることも検討しなければならない。

(2) 教育機関のバリアフリー化の推進

2003年に公布された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の一部改正において、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象として位置付けられている。近年、保育園や幼稚園、小・中学校で障がいのある児童生徒の在籍が増加していることや、地域住民の生涯学習の場や防災拠点としての利用も想定されていることから、すべての人が安全に円滑に利用できるような学校づくりが求められている。しかし、建物の構造や財政面での制約等から、実際その進展は十分なものではないことが本結果からも明らかであった。

2階以上の学級へ授業参観に行く際は、エレベーターのない場合、階段昇降機を利用することになるが、夫婦ともに電動車いす利用者であると相当な時間を必要とする。また、災害時等の緊急避難すべき状況を想定すると、できる限り1階教室での参観が可能となるよう配慮が必要であろう。

(3) 育児をしている男性障がい者同士の交流の場づくり

2009年、男性も子育てをしやすい社会を実現するため、育児・介護休業法が改正された。それとともに、厚生労働省では男性の子育て参加や育児休業促進などを目的とした「イクメンプロジェクト」がスタートした。男性の育児休業取得率に関しては、2020年までに13%という政府目標が設定されているが、厚生労働省の平成26年度「雇用均等基本調査」によると、2.03%という低い数値に留まっており、日本における父親の育児参加は依然と困難な状況にある。一方、子育て世代をターゲットにした雑誌はイクメン特集が組まれたり、子育て中の父親を対象としたNPO法人の設立など、プロジェクトの目標である「子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性」同士の交流の場が少しずつ増えている実態がある。しかし、現在の「イクメン応援事業」は男性の育児休業取得率の向上に重点をおいており、実際の育児において介助を必要としている障がい者の支援について、全く触れていない。

障がいのある父親の存在はマイノリティであるからこそ、子どもとの外出先の情報や工夫など情報交換ができる場が必要である。当事者同士がつながる

ことが、これから障がいのある親が自分らしく子育てできる環境をより充実させることにつながっていくであろう。そして、個々の親や家族に子育てのすべての責任を負わせるのではなく、親としての力や家族としての力を育むことができるような、社会の新たな仕組みづくりをすること、社会による親のエンパワーメント、家族のエンパワーメントが求められていると考える（牧野・渡辺・船橋・中野：2010）。

(4) 本研究の位置づけと今後の課題

昨年日本も批准した障害者権利条約の第23条（家庭および家族の尊重）において、障がいのある人が他の人と同様に、結婚、家族、親になること、および親戚になることなどにおいて差別されない権利を保障すると規定されている。その4として、「障がいのある人も児童の保護者、後見人、管理者、養子縁組などの権利と責任を持つことができる。その際、児童の利益を最大限に考慮すること」とある。

また、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」第6条では、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない」とある。

このような条約や法令が定められてきた背景には、男性、障がい者といった、いわば子育て・養育の中心的な役割ではなかった人たちにも、権利として保障していこうとする社会的情勢からくる要請があったのではないかと思われる。今回そういう意味で、肢体不自由のある父親の子育てに注目し、実態を調査によって把握し、社会福祉学からの考察を行ったことは重要であろう。その中で環境面や設備などのハード面だけでなく、ヘルパーがどのような役割を果たすべきか、また主体性を尊重して役割を果たすことを考慮した方がいいか、といったソフト面での課題が提示されている。真に成熟した社会になっていくために、性別や障がいの有無を問わず、だれもが子育ての喜びと苦労を経験できるような支援施策と人的資源の充実が求められるであろう。

本研究の限界は、対象者数が5名と少なく、一般化という点では限界がある。また、子育てに必要な

社会資源は地域差があるため、同じ肢体不自由のある親の育児支援であっても、利用できるサービスに偏りが出る可能性がある。今後は、対象者数を増やし、調査地域も検討していくことが必要である。

(付記) 今回の調査に多大なご協力をいただいた、5名の方をはじめ、B社会福祉法人C障害者就労支援事業所に心より感謝いたします。なお、本論文は、研究の問題設定とインタビュー、分析を第一筆者の平野華織が行い、全体を通しての校閲と加筆修正、IV(4)を第二筆者の別府悦子が担当した。

引用文献

柏木恵子(1995)『親の発達心理学－今、よい親とはなにか』岩波書店、95

冬木春子(2009)「父親の育児ストレスと子育て支援－地方小都市の実態調査から見えてくるもの」季刊家計経済研究 No.81 24-33

川上あずさ、牛尾禮子(2007) 父親の育児への参加状況と育児に対する意識に関する研究 日本看護福祉学会誌 12(2) 103-114

牧野カツコ・渡辺秀樹・船橋恵子・中野洋恵(2010)『国際比較にみる世界の家族と子育て』ミネルヴァ書房 7

宮坂靖子(2008)「育児の歴史 父親・母親をめぐる育児戦略」大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児 女の育児』昭和堂 41

(2015年12月18日 受稿)